



## Vol.113

杜若経営法律事務所 弁護士 岸田鑑彦

### パワハラ事案に関する上司の対応

#### 第1 直接パワハラを行っていない上司の対応

パワハラ事案では、直接の加害者については不法行為の損害賠償責任が当然問題になりますが、直接の加害者ではない職場の上司についても、役職者としてパワハラ事案に対して適切に対応しなかった場合には、会社として安全配慮義務違反の責任を問われることがあります。

特にパワハラ防止措置に関する法律が施行されてからは、会社はパワハラ相談に対して適切に対応することがより求められています。

今回は、直接の加害者の上司にあたる役職者がパワハラへの対応を怠ったとして会社の安全配慮義務違反が認められた事案（T事件・名古屋地裁令和4年12月23日判決）をご紹介します。

#### 第2 加害者のパワハラ行為

裁判所は、次のような事実について、加害者のパワハラを認定しました。

「被告b（加害者のことです）」は、「原告の作成する書類に誤りが多いことや書類の作成が遅れることから、間違いを生じさせないために行うべきことを紙に書かせて、それを毎朝、他の従業員がいる前で音読させ、また、期限が守れなかった場合には退職するように書かせて、その後、期限が守れなかったとして退職を迫るような言動をしているが、かかる行為は、社会通念上許容される業務上の指導を逸脱した違法なパワハラ行為というべきである。」

「被告bは、原告が名札を付け忘れたとして名札を取上げる、原告が使用するモニターを故意に倒して損壊し、原告にモニターが損壊したことを被告会社に報告させる、原告に謝罪のために土下座を求めるなどの行為をしている」

「被告bは、平成28年9月5日に原告の頭を殴って、原告の眼鏡を壊したほか、同年12月頃までの間に、原告にいつ退職するのか迫って頭を叩くなどしている」

#### 第3 上司の対応

裁判所は、上記の加害者のパワハラに関して、上司の対応も問題にしました。

「g所長は、平成28年9月1日、原告から被告bによる暴言や暴行があることを伝えられているが、原告の方が悪いと言って、何らの対応も取らなかったことが認められる。」

「h係長は、e営業所内で被告bが原告に対し、注意や指導の会話をする中で、頭を叩くなどの暴行が複数回繰り返されており、隣の席に座っていたことからそれを認識しえたはずであるのに、何らの対応も取らなかったことが認められる。」

「原告の上司であるg所長とh係長は、被告bが原告に対し暴力を振るっていることを認識しえたのであるから、原告が安全に業務に当たれるように被告bの暴力を止めさせる対応を講じる必要があった。それにもかかわらず、g所長とh係長は、何らの対応も取らなかったのであるから、被告会社において安全配慮義務違反があったと認められる。」

## 第4 パワハラと病気との因果関係

### 1 どこまで因果関係があるのか

この事案ではもう1つ重要な争点がありました。パワハラ等と病気との因果関係についてです。パワハラ等により適応障害を発症し、さらにその後にパニック障害を発症したという事案でした。

原告側は、パワハラ等とパニック障害との間にも因果関係があると主張しましたが、裁判所は、適応障害との因果関係は認めたものの、パニック障害との因果関係は認めませんでした。

### 2 裁判所の判断

#### (1) 適応障害について因果関係あり

「原告は、平成29年1月5日、半年くらい前から会社で暴力やいじめを受けており、熟睡できない、朝どうしても会社に行きたくないと思う、気分が晴れずもんもんとした日々を過ごしているなどと訴えて、稲沢厚生病院精神科を受診し、上司との軋轢をストレス因とする適応障害と診断されている。(中略)原告は、平成28年7月頃から同年12月29日までの間、被告bから暴力を含む継続的なパワハラ行為を繰り返し受けしており、同日には、左耳を平手打ちされ、左外傷性鼓膜損傷及び内耳損傷の傷害を受けており、強度の心理的負荷を受けていたものと認められる。」

「そうすると、原告に発症した適応障害は、被告bによる継続的なパワハラ行為によって発症したものと認められる。」

#### (2) パニック障害については因果関係認めず

「原告は、平成30年4月27日、朝礼や満員電車に乗っているときに動悸、呼吸苦、発汗、浮動感などを自覚し、つらくなるといった症状を訴えて、稲沢厚生病院精神科を受診し、パニック障害、広場恐怖症と診断されている。また、その後も、平成31年3月30日、いなざわこころのクリニックでパニック障害、広場恐怖症と診断され、令和元年6月28日、ひだまりこころクリニックでパニック障害と診断されている。」(中略)

「原告が平成29年1月20日に稲沢厚生病院精神科を受診した後、約1年3か月間、適応障害について病院を受診していないことについて合理的理由が明らかでないこと、パニック障害と診断された当初、原告が症状の出現と被告bの暴行との関連について全く言及していないこと、原告を適応障害と診断した同病院精神科の医師が、一般的に暴力を受けたこととパニック障害、広場恐怖症に関連があるとはいえないとして、原告のパニック障害と被告bの暴行との因果関係を診断書に記載することを断っていることに鑑みると、原告の適応障害は、平成29年1月20日に稲沢厚生病

院精神科を受診してから平成30年4月27日に再度受診するまでの間に寛解していた可能性が否定できず、他に原告のパニック障害が被告bによるパワハラ行為に起因していると認めるに足りる事情はないから、原告のパニック障害と被告bによるパワハラ行為の間に因果関係を認めることはできない。」

この事案のように、何かをきっかけに病気を発症し、その後しばらくして再発や別の病気を発症してしまった場合、最初のきっかけとなった出来事が関連しているのか、別の理由で発症したのかが分からない事案があります。

当然、原告（労働者）側は継続している・関連していると主張してきますが、会社側としては果たしてそうなのかについて、事実関係や医師の意見などを踏まえて慎重に検討していく必要があります。

以上